

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人神奈川県栄養士会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本会は、保健、医療、福祉及び教育の分野において、専門職業としての倫理と科学的かつ高度な技術に裏付けられた食と栄養の指導や支援をとおして、公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 食をとおして県民の健康増進及び疾病の予防に資する事業
- (2) 栄養改善における学術及び技術の振興に資する事業
- (3) 子ども、高齢者その他保護を必要とする者に対して、食と栄養の福祉の増進を図る事業
- (4) 公衆衛生に資するため、管理栄養士・栄養士の資質の向上を図る事業
- (5) 会報誌その他県民の栄養教育に必要な情報の提供
- (6) 公衆衛生の向上に資するための調査研究事業
- (7) 管理栄養士・栄養士の就業を支援する事業
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、神奈川県において行うものとする。

## 第 3 章 会 員

(種 別)

第 5 条 本会の会員は、次の 2 種類とする。

- (1) 正 会 員 栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）第 2 条の規定の管理栄養士又は栄養士の免許を有し、本会の目的に賛同し所定の手続きを行って入会した者
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し理事会の承認を得て入会した個人又は団体

2 前項の会員のうち正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

3 第 6 条以下は、すべて正会員のみ適用するものとする。

(資格の取得)

第 6 条 本会の正会員になろうとする者は、理事会の定めるところによる申込み手続きをしなけ

ればならない。

(経費の負担)

第7条 本会の事業活動に経常的に生ずる費用に充てるため、正会員になった時及び毎年、正会員は総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 正会員は、理事会の定めるところにより退会届を提出することにより任意に退会することができる。

(除名)

第9条 正会員が次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって当該正会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) 第10条第1号を除く、会員としての重要な義務を履行しないとき
- (4) その他の正当な事由があるとき

2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、当該正会員に対し除名の議決を行う一週間前までに理由を付して除名する旨の通知をし、総会において当該正会員に弁明の機会を与えなければならない。

(正会員資格の喪失)

第10条 正会員は、次のいずれかに該当するにいたったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を引き続き1年以上履行しないとき
- (2) 当該正会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき
- (3) 管理栄養士又は栄養士の免許を取り消されたとき
- (4) 総正会員が同意したとき

(正会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 正会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 正会員が資格を喪失しても既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

## 第4章 総 会

(構成)

第12条 総会は、全ての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

3 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事（以下「役員」という。）の選任又は解任
- (2) 定款の変更
- (3) 各事業年度の貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 正会員の除名
- (5) 解散及び残余財産の処分

(6) 会費の額

(7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 総会は、あらかじめ総会の目的として通知された事項以外の事項について決議することはできない。ただし法人法第55条第1項又は第2項に規定する者の選任については、この限りでない。

(種類及び開催)

第14条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種類とする。

2 定時総会は、毎年度5月に1回開催する。

3 臨時総会は、随時必要に応じて開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長がこれを招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を書面により示して、総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第17条 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第18条 総会の決議は、この定款に定めるもののほか、出席した正会員の過半数の同意をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

(1) 正会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の得票を得た候補者の中から得票の多い順に定款の枠に達するまでのものを選任することとする。

(書面による議決権の行使等)

第19条 総会に出席できない正会員は、代理人又は予め通知された事項について書面によってその議決権を行使することができる。

2 代理人により議決権を行使する場合は、代理人に代理権を授与することを証明する書面を本会に提出しなければならない。

3 書面により議決権を行使する場合は、総会の日時の直前の業務時間の終了時までに必要な事項を記載した議決権行使書面を本会に提出しなければならない。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成し、総会の日から

10年間保存する。

2 議事録は、次の事項を内容とする。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席した理事及び監事の氏名
- (3) 発言者の意見又は発言内容の概要
- (4) 議事の経過の要領及びその結果
- (5) 議長及び議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- (6) その他法令で定められた事項

3 議事録には、議長及び総会において、選任された議事録署名人 2 名以上が署名押印しなければならない

## 第 5 章 役 員

(役員を設置)

第 2 1 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15 以上 31 名以内
- (2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を会長とし、2 名を副会長とする。

3 前項の会長をもって、法人法上の代表理事とし、副会長をもって同法第 9 1 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 2 2 条 役員は、総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって選定する。

3 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 2 3 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 会長及び副会長は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 2 4 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成すること
- (2) 本会の業務及び財産の状況を調査すること
- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること
- (5) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること

(役員任期)

第 2 5 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定

時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 26 条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

第 27 条 役員は、無報酬とする。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いを行うことができる。この場合の支給の基準については、総会の決議により別に定める。

## 第 6 章 理 事 会

(種 別)

第 28 条 本会に、理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権 限)

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務の執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招 集)

第 30 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議 長)

第 31 条 理事会の議長は、会長が行う。ただし、会長に事故があるとき又は欠けたときは、副会長が行う。

(決 議)

第 32 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

3 議事録は、次の事項を内容とする。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 議事の経過の要領及びその結果
- (3) 発言者の意見又は発言内容の概要
- (4) 議長の氏名

(5) その他法令で定められた事項

## 第7章 職域事業部

(職域事業部)

第34条 本会に、正会員の就業の専門性の高揚を図るため、別に定める職域ごとに事業部を置く。

2 職域事業部の設置及び運営に関する規定は、公益社団法人神奈川県栄養士会定款細則に定める。

(職域事業部の権能)

第35条 職域事業部は、理事会から諮問された職域に関する事項について協議し、必要に応じて意見を述べるほか、理事会が承認した事業を行う。

## 第8章 県民活動事業部

(県民活動事業部)

第36条 本会に、県民活動の拠点として地域の特性を生かした事業を行うことを目的に県民活動事業部を置く。

2 県民活動事業部の設置及び運営に関する規定は、公益社団法人神奈川県栄養士会定款細則に定める。

(県民活動事業部の権能)

第37条 県民活動事業部は、理事会から諮問された県民活動に関する事項について協議し、必要に応じて意見を述べるほか、理事会が承認した事業を行う。

## 第9章 事務局

(事務局)

第38条 本会に、事務局を置き、この法人の事務を処理する。

2 事務局には、事務局長を置くことができる。

3 事務局には、所要の職員を置くことができる。

4 事務局長等の職員は、理事会の承認を受けて、会長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、会長が理事会の決議により、別に定める。

## 第10章 資産及び会計

(基本財産)

第39条 第4条の事業を行うために理事会で定めた基本財産については、その適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由によりその全部若しくは一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会において、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上の議決を得なければならない。

3 基本財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会の議決により別に定める基本財産管理規程によるものとする。

(事業年度)

第40条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第41条 本会の事業計画書、収支予算書、資産調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を得て、総会に報告する。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項に規定する書類は、当該事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

3 第1項に規定する書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得なければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については定時総会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については、承認を得なければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供すると共に、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 役員の名簿

(3) 運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第43条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第3号の書類に記載するものとする。

## 第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第46条 本会が公益認定の取り消し処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第47条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第12章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 本会の公告は、電子公告による方法とする。

## 第13章 雑 則

(委 任)

第49条 この定款の施行に関し必要な事項は、この定款で別に定めるものを除いて、理事会の決議を経て別に定める。

### 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の会長及び副会長は、次の者とする。

会 長	中 丸 ちづ子
副会長	寺 嶋 寿 介
副会長	梅 澤 眞由美
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定に関わらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款は、平成26年5月30日に変更(第4条)し、同日から施行する。